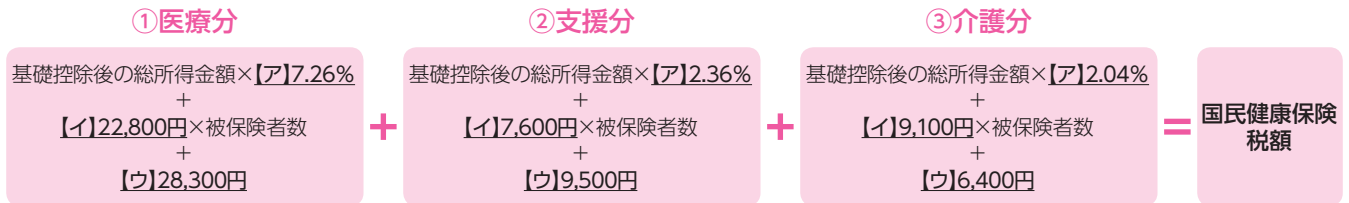


国民健康保険税に関するお知らせ

☎国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

平成30年度の保険税率と計算方法

区分	【ア】所得割 (所得に対して)	【イ】均等割 (1人当たり)	【ウ】平等割 (1世帯当たり)	課税 限度額	説明	
国保税	①医療分	7.26%	22,800円	28,300円	58万円	加入者全員が対象、医療費給付などに充てるもの
	②支援分	2.36%	7,600円	9,500円	19万円	加入者全員が対象、後期高齢者医療制度を支援するもの
	③介護分	2.04%	9,100円	6,400円	16万円	40歳～64歳までの加入者が対象、介護保険制度を支援するもの



※平成30年度の納税通知書は7月中旬に送付予定です。

国民健康保険税の軽減・減免

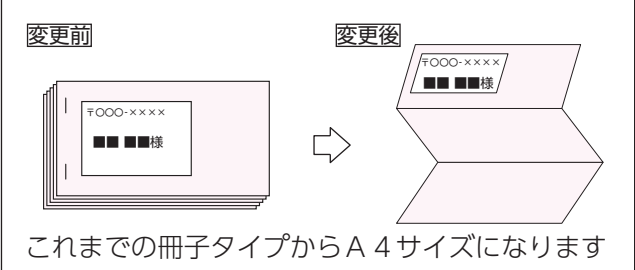
所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

住民税、所得税の申告に基づき、世帯の所得が一定額以下の場合には保険税が軽減されます。

国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう避難指示などの対象地域から転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

平成30年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税通知書の様式が変更になります。



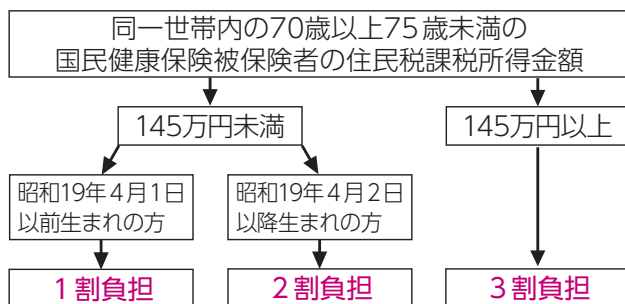
国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ

☎国保年金課国保給付係 (☎826-1111 内線2295)

7月下旬に新しい「茨城県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。平成30年4月から被保険者証と高齢受給者証が一体化されましたので、医療機関などにかかる際にはこちら一枚をご提示ください。

負担割合の判定について

負担割合は、下のように判定されます。送付される被保険者証兼高齢受給者証に表示してある「一部負担金の割合」をご確認ください。



※判定が3割負担の方でも、次のいずれかの条件を満たす場合、申請によって1割または2割負担になります。

- ①世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満
- ②世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者がいて、その合計年収が520万円未満
- ③世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満

医療機関等の窓口での自己負担限度額について

「住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者（3割負担）の方」、「住民税非課税の世帯の方」は「国民健康保険限度額適用認定証」または、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請・取得し、医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いが医療機関ごとに限度額までとなります。